

介護老人保健施設のご利用に際して

この度は、医療法人河和会 パークサイドなごみの利用をご希望いただき有難うございます。当介護老人保健施設をご利用頂くに際し、下記の点をご了承の上、お申し込み頂きますようお願い致します。

1. 当施設は、治療を目的とした医療機関ではありません。

原則として、病院等で入院または通院治療を必要としなくなった（病状が安定された）方で、介護保険における要介護度区分の介護1以上と認定された方が対象となり利用できる施設です。（ショートステイは要支援の方でもご利用になれます。）

尚、当施設には、常勤医師、看護職員等の専門職が配置されており、日常的な医療に関しては、施設内で対応する事になっており、その費用は施設サービス費に含まれております。その為、利用者様やご家族が希望された場合でも、他医療機関等への受診の際は、必ず当施設の医師の指示が必要となり、不必要な往診や受診は認められません。

2. 介護老人保健施設の目的は、自立促進と在宅復帰です。

当施設では、この目的を達成するために、様々なリハビリテーションを行い、普段から離床を促し、出来る限り日常生活において自立を支援していきます。従って、この過程で偶発的な転倒や、誤嚥等が起こるリスクがあり、それが当施設あるいは職員に起因しない場合においては、責任を負いかねます。

3. 当施設のご利用にあたり、介護保険制度では利用開始時にケアプラン（施設サービス計画）を作成することが義務付けられています。

入所期間に限度があるわけではないですが、利用開始時に掲げた目標の達成状況や、介護認定の結果、当施設の判定会議の結果に基づいて、利用期間を検討させていただきます。ただし、単に退所を迫るものではなく、入所者様またはご家族の周辺環境や経済状況等を踏まえ、時に在宅復帰以外の方法も考慮して支援させていただきます。

4. 入所中に、集団生活に支障をきたす言動等（暴力行為や自傷行為を含む）や、モラルに反する行為等があり、それを通常の施設サービスのなかで対応できないと認められる場合は、退所あるいは利用を中止していただくことがあります。

5. 入所中の身の回りのお世話は、当施設で行いますが、他医療機関への受診の付き添いや買い物等は、原則としてご家族の方をお願い致します。

6. 施設利用料については、毎月末締めで清算とさせていただきます。所定の日までに延滞なく指定の銀行口座へ振り込まれるか、事務所までお持ちいただきますようお願い致します。（委託業者や他医療機関へのお支払い方法は、当施設利用料とは異なりますのでご注意ください。）未納入、延滞がある場合は退所して頂く場合もあります。

7. 面会時間は午前9時～午後8時までとなっております。また、面会時の飲食物のご持参は、栄養管理の観点から、原則禁止しております。

医療法人河和会 パークサイドなごみ

〒546-0024

大阪市東住吉区公園南矢田 3-19-12

TEL 06-6606-2211 FAX 06-6606-2212